

平成26年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第26号）						
招集年月日	平成27年3月3日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年3月20日 午前10時00分			議長	橋爪和彦
	散会	平成27年3月20日 午後1時51分			議長	橋爪和彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	加賀山 瑞津子	○	9	永井英治	○
	2	橋本 誠	○	10	皆越てる子	○
	3	久保尚人	○	11	小見田 和行	○
	4	小出高明	○	12	奥田公人	○
	5	森岡 勉	○	13	田原健一	○
	6	徳永正道	○	14	溝口峰男	○
	7	豊永喜一	○	15	久保田 久男	○
	8	山口和幸	○	16	橋爪和彦	○
議事録署名議員	2番 橋本 誠 3番 久保 尚人					
出席した議会書記	事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 大林 弘幸					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲 一典	○	教育長	中村 富人	○
	副町長	小松 英一	○	教育課長	甲斐 龍馬	○
	総務課長	小谷 節雄	○	会計 管理者	上 洩 幸一	○
	企画財政 課長	恒松 倉基	○	福祉課長	小見田 文男	○
	町民課長	宮原 恵美子	○	商工観光 課長	椎葉 郁夫	○
	税務課長	豊永 憲二	○	保健環境 課長	岡部 和平	○
	農林振興 課長	片山 守	○	建設課長	石塚 保典	○
	農業委員会 事務局長	神田 利久	○	上下水道 課長	深水 光伸	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第26号）

- 日程第 1 議案第83号 平成27年度あさぎり町一般会計予算について
 - 日程第 2 議案第84号 平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第 3 議案第85号 平成27年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第 4 議案第86号 平成27年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
 - 日程第 5 議案第87号 平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計予算について
 - 日程第 6 議案第88号 平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計予算について
 - 日程第 7 議案第89号 平成27年度あさぎり町水道事業特別会計予算について
 - 日程第 8 議案第90号 平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について
 - 日程第 9 議案第91号 平成27年度あさぎり町上財産区特別会計予算について
 - 日程第10 議案第92号 平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
 - 日程第11 議案第93号 平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
 - 日程第12 報告第14号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
 - 日程第13 発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書について
 - 日程第14 次の会期への継続調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第83号 平成27年度あさぎり町一般会計予算について
 - 日程第 2 議案第84号 平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第 3 議案第85号 平成27年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第 4 議案第86号 平成27年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
 - 日程第 5 議案第87号 平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計予算について
 - 日程第 6 議案第88号 平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計予算について
 - 日程第 7 議案第89号 平成27年度あさぎり町水道事業特別会計予算について
 - 日程第 8 議案第90号 平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について
 - 日程第 9 議案第91号 平成27年度あさぎり町上財産区特別会計予算について
 - 日程第10 議案第92号 平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
 - 日程第11 議案第93号 平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
 - 日程第12 報告第14号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
 - 日程第13 発議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書について
 - 日程第14 次の会期への継続調査について
-

午前10時 開会

●**議会事務局長（坂本 健一郎君）** 起立願います。礼。着席。

◎**議長（橋爪 和彦君）** ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第83号

◎**議長（橋爪 和彦君）** 日程第1、議案第83号、平成27年度あさぎり町一般会計予算についてを議題

とします。執行部より補足説明ありませんか。福祉課長。

●**福祉課長（小見田 文男君）** おはようございます。17日の厚生常任課所管の時に、岡原の温華乃遥温泉が今休館しておりますけれども、ヘルシーランドの方にはどの位の方々が行かれているかということで、その時ちょっと調べておりませんでしたけれども、12日から休館になっております。それで17日までの6日間で推測でございますけれども、その間、約570名程度の増が見込まれております。大体1日平均分95名程度の方、温華乃遥温泉でしますと1日265名程度が平均でございますので、35%の方がヘルシーの方に行かれたのではないかとございまして、以上でございます。

◎**議長（橋爪 和彦君）** ほかに補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番、久保議員。

○**議員（3番 久保 尚人君）** 3番、久保です。おはようございます。企画財政課長より、12月1日付けで各課に出された予算編成についてという通知についてお伺いいたします。普通交付税が、前年度51億7,037万円から、本年度50億1,347万円という予算になっております。減額の1億6,000万円程ということになっておりますけれども、この説明の中で、今年度は4億から5億円の減額が出てくるだろうと予想されておるわけですが、その中で、今回この当初予算では1億6,000万円という金額で組んでありますが、これは、その後の方の合併自治体を支援するために減額割合を40%を限度とするというようなことを政府が検討しているということがあってのことなのかと、丁度40%というのが1億6,000万円程度になるものですか。そのところの御説明と、この減額をするということの制度と言いますか、このことの詳細。今後どのような形でやられていくのか、政府の方からどのような形でやっていくようなことが言われてくるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

◎**議長（橋爪 和彦君）** 企画財政課長。

●**企画財政課長（恒松 倉基君）** 40%ということについて、まずお答えさせていただきたいと思いますが、実際のところこの40%という数字が、我々のところに実際通知等できているものではございません。この40%というのは新聞報道でなされて、合併算定替えて1本算定になった差額が、我々がずっとお話ししてきたのは、17、8億から16億位の差になるのではないかとというようなお話をしてきました。それを本来ならば、5年かけて最初の年が10%減、今年が30%減、来年が50%、70%、100%というように、段階的に削減されていくというようなこととございまして、それを新聞報道によりますと、40%を保障しようというような新聞報道がなされておりました。どういうことで補償しようとするかといいますと、交付税項目の中に地域振興費とか、特に地域振興費が大きいんですが、これがございまして、その中に、支所費の経費を見ようというようなことで、支所については合併したからすぐなくすことは出来ないだろうということで、国の方では支所経費を算定項目に合併町村のみについて、厚遇しようというようなことで、なされた話をもとに、その100%分の40%を限度として減額割合としたいというような報道がなされておりますので、こういう記載をしております。その金額につきましては、ここに書いてございましており4、5億円ということになるかと思いますが、地方交付税でございますので、ここで注意しなければならぬのは、この金額でなかなか判断できないということになります。どういうことかと言いますと、交付税の財源自体が国税でございますので、国税5税に基づきまして収入があった分を地方に配分するというような形になっております。その金額自体がありますので、合併自治体に厚遇するというようなことになれば、地方交付税全体を下げるといったような考えが成り立つと思います。その下げた中で、合併自治体に厚遇していくというようなことになりまして、全体を下げ、合併自治体を厚遇するというようなことになりまして、金額だけでなかなか図れないというようなものが一つございまして、このよき例といたしまして、合併協議時代に120億円位の予算でずっといくみたいなことで考えてました。その時に、普通交付税は現

在の当時の普通交付税がずっと続くだろうというような計画を立てとったんですが、交付税全体ががぼつと下がったもんですから、大変な事態が平成15年から17年位までは起こったというようなことになります。支所経費を見るというようなことで話があるんですが、これだけによってあさぎ町が裕福になるというようなことは考えとかない方がいいのではないかとというのが我々財政担当の考えでございます。特に注意をしながらこの辺は見定めながら予算編成をしていく必要があるかなというふうに考えておるところでございます。それにしましても、当初合併算定替えから1本算定に対する17億円から16億円位というようなものについては、幾分緩和されていくのかなという位の気持ちでおるべきかなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） わかりました。国の方の方針も、政状況等でも変わってくるものだと思いますので、その辺は厳しい目で今後も見ていっていただきたいと思っております。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） おはようございます。1番、加賀山です。総合的なところでなんです、旧中学校跡の活用についてということでございます。先日、須恵中央ハイツの抽せんも終わりまして、5名の方が入居が決まっております。しかし、今後町の長寿命化計画により住宅を350戸にしていきたいという計画も出ておりますので、新規での住宅建設はないっていうのはわかっております。そこで須恵中央ハイツ10棟建っておりますが、その横の空き地旧運動場スペースについて、ぜひ分譲地として検討していただきたいと今まで議会の中でも御提案してまいりましたが、その計画について町長いかがでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 須恵旧中学校の運動場については、議会の皆様の了解を得て10戸の住宅がよいよ入居されていくことになりました。本当にありがたく思っています。その裏地の方と言いますか、今住宅が建ってる部分と校舎が建ってますけど、その間が今空いています。つい先日、住宅地内の間を通過して、本当にいい住宅が出来たなと思って見てるんですけど、裏の方は結構やっぱ結果的にはちょっと土地が低くなった状態になって、水が溜まっていた。その時雨が降ったこともあって、この土地をずっと見てますと、まだまだ結構広い部分が残っています。そういうことで、私は、ほんとにまだまだ要望もこの前抽せんで洩れた方等の意向でも、何とか住宅がほしいという声はありますが、今言われましたように、基本的には現在ある住宅を整備していくということに変えていきますので、私は議会の了解を得て、宅地の分譲等にもっていければ、利用はそちらの方がいいんじゃないかなというふうに思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 是非検討いただきたいと思います。今町長の方もおっしゃいましたけれど、今若い人たち特に次男坊さん、三男坊さんとか分家せんばんですけれど、土地がないとかって言われる方がいらっしゃいます。家を建てたいけれども土地がないと。そういう方たちが今本当に須恵が子育てのゾーンとして、執行部・議会みんなで盛り上げてあそこ住宅を建てて、そういうゾーンでしていただけてますし、そこにまた1人2人と増えてくると、それがまた地域の中で一つの元気ゾーンになるんじゃないかなという思いがあります。ある意味賃貸の方は、ちょっと手狭になったので、ほかに移動しようかっていう方もあるかもしれませんが、これが自分が建てたおうちということであると定住にもつながると思いますので、是非検討するべきではないかと思っております。そこも普通財産ということも聞きましたので、その分は速やかな活用ができるのではないかと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 答弁は、町長。

●町長（愛甲 一典君） ただいまの須恵住宅団地に残る部分の分譲については、しっかりと受けとめてお

きたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番です。確認の意味も含めてお願いいたします。102ページに文化財専門員の報酬が組まれておりますけども、この専門というようなことで、後継者育成ということも説明されております。週に毎日5時間程度で毎日出ていただくものか、それとも色々検討していただいて、1日おきとかってということもあるかと思っておりますので、その辺のところのお考えをお願いしたいと思います。それと16ページに教育施設使用料というのがあります。そこで、私これ商工観光課の資料も以前もらったんですけども、その中に2月17日の区長会において、免田地区ですけども、意見として、体育館の利用を教育委員会において調整をしていただきたいと、早くから抑える団体があるので、特定の団体が多く使用しているというような区長からの意見もあるようでございます。もう2月17日ですので、課長には商工観光課からこういう引き継ぎはあったかと思っておりますけれども、確認の意味でお尋ねしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） まず1点目の文化財専門員の勤務形態ということでお尋ねいただきましたけれども、前に御説明いたしましたとおり、今回専門員は非常勤特別職ということで雇用いたします。非常勤ということでございますので、一般勤務時間の4分の3ということで、週29時間の勤務体制となります。従いまして6時間の4日、5時間の1日という形で、1週間の方の勤務体制については、そういった勤務の方法を考えております。それとあと1点社会体育施設についてでございますが、昨年26年度におきまして、施設の予約システムの方も今度新たに導入をさせていただきました。これに基づきまして、ネットでの借り入れ状況が照会できるというような今段階でございます。基本的には3カ月前からの受付ということにしておりますけれども、大きな行事等につきましては、半年位前から予約を入れて、その施設等をおさえることができるようには一応してはおります。今後そういった予約システムが新たに入りますことから、予約状況については随時ネット等で確認できるように、サービスの方は向上させていきたいというふうに考えております。

◎議長（橋爪 和彦君） 10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 文化財専門員の報酬についてはわかりました。日曜日の対応というのは担当でなくちゃならないということで理解していいんでしょうか。それとネットで見えるようになったというシステム変更ということでございます。私も1ヶ月1回体育館を借りに行きますので、その状況はわかっておりますけども、空き状況もわかるというようなことでございますので、空いてるところを利用させていただきたいというような申し入れもしていただきまして、利用増につながればと思いますので、よろしくをお願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 施設の申し込みについては、今までどおり各支所とか教育委員会の方で受け付けをさせていただくということになります。施設の予約状況だけが、今のところネットで確認できるという状況でございますので、日曜日の例えば借りたいというような場合には、事前に教育委員会なり支所で予約をお願いしたいということで考えています。将来的にはネットで予約まで出来るような方向でシステムを改修はしていく予定ではあります。それと、それぞれ利用者間での施設の取り合いと言いますか、結構人気がある施設については、どの団体も申し込みがありますけれども、そういった時には、例えば先に抑えている団体がありましたら、違う空いている施設をこちらから御紹介すると。そういった形で施設を満遍なく利用できるような体制づくりはいたしているところでございます。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 日曜日の対応じゃなかったと。10番。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 文化財専門員は日曜日休みということでございますので、職員で対応ということですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育課長。

●教育課長（甲斐 龍馬君） 失礼しました。基本的には非常勤ですので、日曜日はお休みという形にしております。ただ今回雇用ができるとした時に、例えば文化財のガイドさんを色々今育成をしておりますけれども、そういったガイドの一つのボランティア的に、日曜日あたりそういった需要があるならば、自分も参加して案内ガイドの方を努めていきたいというようなお話ではありました。したがって、正式な勤務時間の中には日曜日は入れないということで対応をしております。

◎議長（橋爪 和彦君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。2番、橋本議員。

○議員（2番 橋本 誠君） 2番、橋本です。ページ92、目1教育委員会費の中の報酬、教育委員会報酬についてお尋ねですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員は政治活動を禁止されております。また教育委員会は、首長から独立した権限を持つことにより、教育行政の中立性が保たれています。そこで伺いますが、現在教育委員の中に、町長が社長を務める会社の副社長につき、町長と密接な関係がある中で、教育委員長も努められておられました。また、町長の後援会活動にも参加されていると聞きます。教育委員としてふさわしくないと思っておりますが、このことは法律に抵触するのではないかと思います。任命した町長はどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 基本的に今指摘があった内容はそのとおりであるということでありまして。政治活動と言うか、外に向かって何かするというのではなくて、色んなことを聞いてアドバイスいただいているぐらいの段階でありますので、今後今のことについては、きちっと区分をして対応していただくように努めていきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 2番、橋本議員。

○議員（2番 橋本 誠君） そうですね。疑わしくないようにしてもらいたいと思います。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 2点のことについてお尋ねをいたします。まず第1点目ですが43ページ、県議会議員一般選挙費の511万4,000円でございますが、これについては、節1報酬から14の使用料及び賃借料まで計上してあるわけでありまして、これが無投票になった場合、どれだけ経費が浮くのかという言い方はあれですけども、どの部分がどれだけ浮くというような説明と、2点目でありまして、62ページの健康増進事業費であります。先般の説明の中では、受診率が平成25年度が59.5%、平成26年度が53.1%というふうな説明がございましたけれども、この下がっている要因について、まず2点お尋ねいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 1点目についてお答えいたします。正確な数字は、この場で即答はできませんが、無投票になった場合の減額の可能性は、節1の報酬の中で選挙管理委員さんの報酬の若干部分を除いた投票管理者以降は、ほぼ不要になるかと思っております。節3職員手当の中で、告示日までの選管の職員の担当者の時間外分が若干出てまいりますが、それ以外の告示日以降の期日前投票あるいは投票日当日の職員の時間外勤務手当、こういったものが不要になりますので、この時間外手当はかなりの部分が減額になるかと思っております。それからあと需用費以下は、それぞれの事前準備が必要な部分が出てまいりますので、若干は使用いたしますが、郵送料は必要になってくるかと思っております。それから使用料等につきましても、ほとんどが不要になるかと思っております。ということで、トータル的には県議会議員選挙につきましても、無投票になった場合

はちょっと正確な数字はわかりませんが、400万円以上位は減額というか、不要になるかというふうに思います。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） 国民健康保険の被保険者で40歳から65歳までの方の健診の受診率、特定健診の受診率が下がっているということですが、最初53、1%っていうのがうちの保健師がデータを使って出した数字ですが、国民健康保険の町民課が出したところで、まだ暫定値ですが55.7%、こちらの方が少し正しい数字だと思います。その中でまだ確定していないという部分がありますので、もう少し数値が上がるのではないかと考えているんですが、その下がった要因は国民健康保険の被保険者数は大体毎年少なくなっています。その中でも受診をする年代というか、それがどんどん上がって行って、特定健診から外れていく、健診をまじめに受診していた人たちの年代が上がって行って、特定健診の65歳より上がって行くという状況があるんじゃないかと思っております。その受診をしていた世代が上がって、特定健診から外れるので、特定健診の受診率が下がるっていうような状況も一つあるかと思っております。何とか以前の一般質問あたりでもありましたけれども、働き盛りの方の受診率を上げたいというふうに考えて、保健師もそれから町民課と協力して未受診者対策もやっているところなんですけど、下がる原因というのは、今まで欠かさずとか受けていた方たちの年齢が上がって、特定健診っていう枠から外れて行くという状況があることが一つあるかと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 県議会の一般選挙についてはわかりましたけれども、健康増進の関係の受診率の関係は、なかなかそこまで正確なデータ値がないといえませんが、要望関係でもありますので、そこら付近はぜひ受診率アップに努めてほしいというふうに思いますけれども、この増進事業の中で、あさぎり町の第2次総合計画の中の実施計画書の中の説明欄で、事業の概要としてコスモで若者向け健診を実施、あわせて健康教育を行うということもありますけれども、このコスモのことなんですけど、特定健診も今色々健診もいろいろあるかというふうに思いますが、コスモを利用することによって、受診することによって、受診者が増える度にコスモが赤字になるという話を聞きましたけれども、これは事実なのかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） 受診者が増えるとコスモの経費が上がって赤字になるっていうことだと思うんですけど、そういった話は今まで聞いたことがなくて、申しわけありませんけれども、ちょっと確認を後でさせていただきたいと思っております。私たちとすればコスモは公立多良木病院の健診機関ですので、受診者は増やしたいというふうに思っているところですので、そこは確認させていただきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 私も毎年コスモで受診するわけですが、事実かどうかは確認してみないとわからないということですが、結局受診する側にとっては、そういうことがあれば非常に不安に感じるわけですね。公立多良木病院の経営にも影響してくるものですから、そこら付近は是非そういった話も出ていますので、事実確認されて、是非受診者に不安を与えないようなことで説明をしていただきたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 保健環境課長。

●保健環境課長（岡部 和平君） コスモの受診を増やすということもありますので、そこは安心して受診していただくように周知というか、啓発をして進めていきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 6番、徳永議員。

○議員（6番 徳永 正道君） 私は昨年の9月分の一般質問ででしょうか、いわゆる買物支援とかあるいは病院等への交通手段の充実を図るために、デマンド交通への取り組みを一般質問で取り上げたことがあります。その時に町長も財政課長もその必要性は非常に感じているというような御答弁をいただいております。そこで国の方に、その取り組み自治体はそういう気持ちがあるなら手を挙げる必要があるというようなことになっております。これまでに答弁の整合性の中で、この検討の俎上に上げられたことがあるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 企画財政課長。

●企画財政課長（恒松 倉基君） 36ページの中に説明させていただきました説明欄の2段目、人吉球磨地域公共交通活性化協議会負担金というのが148万1,000円ほどで、去年より増えてきますというような説明をさせていただいたかと思っております。その中で何で増えるかと申しますと、人吉球磨地域公共交通形成計画策定を行いますというようなこととお話をさせていただいたと思っております。その中で、あさぎり町とすれば、デマンド交通を考えたいというようなこととお話をしていきたいというふうに考えております。昨日もちょっと私は行けなかったんですが、課長補佐の方にこの公共交通活性化協議会の幹事会の会議がございまして、その中でもうちの課長補佐からそういうような話をあさぎり町とすれば考えておるというようなことで、お話をして、今後できましたらこの計画の中、公共交通形成計画というのがございますので、これを新しく策定し直すというようなこととございますので、その中にできましたら盛り込みたいなというふうな感じで企画財政課としては考えておるところでございます。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 6番、徳永議員。

○議員（6番 徳永 正道君） 大変失礼しました。36ページのそれを前もって私が言わなければいけなかったんですけども、ほんとに独居の世帯が非常に増えつつありますので、私の近所にも一人暮らしの方がおられまして、買い物に2キロ位の距離をやっと歩いて、そしてバスに乗って、そしてまた帰って来られるというような、そういう非常に苦勞されてる世帯もありますので、是非そういう方々のためにも、早急な取り組みをお願いしたいと思います。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 大事な視点だろうというふうに思っております。公共交通のあり方については、もっと球磨郡広域で上球磨は特に公共バスとくま川鉄道両方走ってますから、ここをどういうふうに今後やっていくのかとか、加えて今度は町の中のバスなり買物支援とかどうするかっていうのは、総合的な組み合わせで今検討しております。ただどもやっぱり急がないといけないのは、今言われましたように買物行けない、あるいは病院になかなか便が悪いという方もいらっしゃいますので、ここは少し先行して、そういった枠組みの可能性はつめていこうと思っておりますので、議会ともよく議論させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点お伺いいたします。総括的な質問になるわけですが、交付税も暫時減ってまいります中において、高齢化社会で扶助費等も増えておって、一般会計からの繰入金も法定内で行われたりしている状況でございますけど、行革の推進ということで温泉センターは温泉施設関係、それからふるさと振興社あたりの行革の中の大きなテーマになっておまして、今年の補助金または指定管理委託料が計上されて、もう近いうちにも重大な決断を下して改革に入るということで答えがっておりますけど、今までこれが俎上に上りながら、非常にこの毎年多大な持ち出しをしてきたことが、その問題解決に非常に難しいことが、内部にも色んな環境があろうと思うんですね。それが近いうちに重大な決

断を下して、そういうことになるだろうという時に、以前からその関係者及びその利用者、住民に対する懇切丁寧な説明をやっていく時期だろうと思うんですよ。でないと、またそれをいきなりということだと、非常に住民利用者からの反発を受けて、その改革は成就しないという懸念がございますので、そのあたりはもうソフトランディングするための起点に入っていると私は理解しています。その考えがあるならば、今年までこのような予算が計上されておりますけど、これがずっと続くことは非常に財政上厳しいものがありますので、その辺に対する町長の考えを伺いたしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 指摘のとおりだというふうに認識しております。いずれにしても、非常に一つ一つの施設、あるいはこの振興社もそうですけど、色んな側面の役割を持っているわけですね、温泉施設もそうですよね。健康増進とか色々やってます。これ町の人から見れば非常に大きな関心であり、また今後どうするかについては心配もされていると思います。温泉施設も少しここでも議論してますから、どうなるんだろうかなという声は私も実は聞かれますね。ですから、ここは今言われましたように今こういうふうな検討してますよということとか、町の人に落ちついてその動きが見える形にしていくっていうのは非常に大事なことだと思いますので、そういうふうにやっていきたいと思えます。先般、一般質問で上財産区の話もありましたですね、ここも同じだろうと思うんですね。ですからここはひとつ、町がなんでこういうことするかというところら紐解いて、そこについては今こういうふうな方向性をもって検討進めていますといった段階的に、情報をきちっと町民の人に伝えていくということは、やっていくようにいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田委員。

○議員（11番 小見田 和行君） そういう答弁も随分前から外から聞いているような感じもするものですから、もう現実的にそういうことに対する委員会なりを立ち上げて、はっきり形が見えるようにして、公表して、その時には住民さんが非常に納得していただくというようなことを求めるようなものを、何らかの形として町内につくるか、利用者を交えたものとして協議を重ねていって、それが住民さんによく伝わる、何らかのこういうことやってますという文章で流す、まわすじゃなくて。そういう動きがもう町内で起きてますよ、それは何でかと言うと、その少なくなるような財源の中に、どこに何を重点的に使うかということは、医療だったり介護だったり非常に大事なものがありますんで、そちらの方に割り振るためには、ここはもう痛みを伴うということをお願いしないと、そういうふうに特定なところだけを非常に残してほしいとか、いうのは政治的なことも非常にからんでまいりますので、そこをクリアするには、もう見えるような形を作っていただいて説明を丁寧にしていくようにしていただきたいと思うんですけど、再度お答え願いたしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 私は今のテーマは受け入れたいと思えます。今言われましたように一番分かるのは検討委員会を立ち上げて、各テーマ毎にそして議論した方がより全体的に動きも見えますし意見も聞けますので、今言われたことは大事なことだと思います。検討委員会立ち上げて、そういう中で持っていくと。これは今のテーマを受け入れて実施したいと思えます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 15番、久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 15番です。再度確認の意味でお聞きしたいと思います。今年から中山間直接支払事業、それから多面的機能支払事業、これを重複して取り組むということがありました。それと同時に、町内組織を広域化して、これまで出来なかった所、それから効率的な事業展開ができるということの説明でありました。この重複して取り組むということについては、私がかねがねそう訴えてきましたし、

何もこれについては認識しているところでありますが、ただ私が懸念しておりますのは、球磨川をはさんで北部地域は、全部中山間地域であるならば、何も問題がないと思うんですが、益々その南部と北部、平たん地と北部地域の格差が益々広がっていくのではないかと大変懸念しております。先日から色々北部利水関係で6市町村で、そこら辺を県に訴えていくとかいう話があつてますが、再度拡大しないために、どのような是正策を持っておられるのか伺いたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 農林振興課長。

●農林振興課長（片山 守君） 中山間と多面的をかぶせるという部分につきましては、来年度からということで実施していきたいと考えているところでございます。先ほど言われましたように、球磨川北部大地利水の部分につきましては、予算審議の方でもお答えしましたとおり、川辺川関連事業という形で、6市町村で県の特認事業にのるように、要望していきたいというふうに考えているところでございまして、これにつきましては、隣の錦町の方でも中山間への要望が強くされているということでございますので、あわせて人吉市、錦町、その他の町村と共同でやっていきたいと思っております。久保田議員の言われるように、その他のことで、じゃどうやって差を埋めるのかという部分につきましては、非常に難しいのかなというふうには考えているところでございます。現状では、中山間への取り組みをお願いしたいということを国の方・県の方に要望していくことはやっていきたいと思っておりますが、それ以外のことについては非常に難しいというふうに思っております。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 15番、久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 確かに制度がある以上は難しいと思います。ですから、今回の先日の一般質問で、11番の小見田議員が質問されておりますが、小規模多機能自治推進ネットワーク会議、島根県の雲南市が事務局されてるということでありました。この推進会議の目的と言いますか、これは地方がそれぞれ国の制度、法の改正とか新法の制定など、これを提案していくとまさにその地方創生に結びつくようなことだろうと思うんですね。この質問の中で企画課長だったですかね、まだこのネットワークのメリット・デメリットがはっきりしていないということでありましたが、本当に国の制度そのものを変えていただくためには、こういうネットワーク会議等に参加して、地方の声を本当に各市町村、今現在140市町村が加入しておられるということですが、それが大きな力となって国の制度が変わっていくんだろうと思うんです。そういうことをこの組織、会議に参加するお考えはないでしょうか、町長。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今回色々と議会の皆さんから、この話を聞かせていただきました。私興味は非常にあります。もう少し地域の特性もありますから、まずそこをもう少し見きわめた上で、こういった組織入るかどうかがやった方がいいんじゃないかなと思って、先般の議員さんからの質問についてもそのように考えておりました。情報を共有するというのも勿論大事ですけど、今の私たちが今度やろうとしてのは、いわゆるこの民家、住んでいらっしゃる方が、どういうふうに変化するかというのを、今年は現実的に見ようということで、それやります。それやりますと、それぞれの集落がどういうふうに変化するかというのも今後はっきり見えてきます。多分来年の今頃ですと、皆さんと一緒にあさぎり町の今後どの地域に何人住んでいらっしゃるかというのが、生々しく画面出てくるような事態になってくると思います。そういったことも含めて、つまりどういうことを言っているかという、そこに農家がどれくらい残ってるかが見えてくるということも含めていってるわけです。ですから、そういうことを自分のところの現実を眺めて、じゃどうするかというところを、自分たちである程度イメージした上で、どこにその類似の成功例があるかないか、見きわめていくということかなと思ってのわけですね。ですから、そこに入って情報を共有していくこと自体はそれはそれでいいんですけど、もう少し自分ところの状況をもっと掘り下げて見てみるべきで、それ

をしてから参加してもいいんじゃないかなと、今私はそういうふうに思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 15番、久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 参加しながらでも、それはできるんじゃないですか、情報を得ながら。この参加することで何かそう大きな経費を要するとかそういうことでもないみたいですから、まず入ることが大事じゃないかなと思うんですね。足元を見るのはいつでもできますけどと思うんですね。ここら辺はスピード感を持ってやらないと、私は地域の変化には追いつけないと思うんですよ。もう荒れてから、後からまた相当な予算を伴う事業を展開するよりも、まず少しでも荒れないうちに、その中でどうしても制度上できかないとなった時には制度を変えていただく、国に対して、そこら辺をもう一緒にやっついていかないと、私は本当に地方創生とはならないと思うんですね、ただ言葉だけで。中山間地域に入るための要件が勾配。傾斜度ですね。この傾斜度なんて本当に国は地域を現場を見た上で、傾斜度の設定したのか本当に疑問ですよ。もう一度お願いします。

◎議長（橋爪 和彦君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） 町長の答弁はこのあと行わせていただきます。今議員おっしゃったように、私も実は合併当初3年ほど中山間の担当させていただきましたので、今おっしゃっていることは重々私も理解しております。新規地区の認定の時には、私も現場に行きまして、土地改良事業団体連合会の測量あたりも立ち会いました。その中で、実は関係者、緩やかな傾斜の区域認定の時には、私も立ち会ってますので、中山間というのは急傾斜の山麓地区に存在するよう農地を対象としていた今までの常識がまさに覆ったような要件緩和でございました。これによって、あさぎり町の農地のいわゆる八代平野と比べたときの条件不利を幾らかでも、整備するのではないかなというふうな期待感を持ったのも事実です。それはそれとして今まで経緯がございますが、議員がおっしゃったように勿論国の制度を変えるということについては、相当の数も必要になりますでしょうし、議論が必要になるということは私たちも重々承知してます。森林環境保全につきましても、森林環境整備の税についての創設についても、自治体それから議長会あたりで、国に対して相当の要望をしてきた、それが少しずつ実を結びつつあるという現状ですよ。ですから勿論制度改正については、私たちは十分前向きに取り組んでいきたいと思えます。そのネットワーク化につきましても、町長は最終的に判断をしていただきますけれども、その内容をもう一度私たちも検討させて下さい。何も肯定する意味で答弁してるつもりは全くございません。中山間と多面的機能、これが上手く活用できるようにということは、私も常々農業支援センターの事務局長に指示をしております。一つだけ御紹介いたしますと、先般ある地区の農業関係の説明会にまわった時に、現在の農地の利用状況とそれから10年後想定される利用の予想図、これを二つ作って住民の方にお示ししたということをごさしました。その中で、住民の方もある程度はイメージしていたけれども、農業者の方にとって、それを目の当たりにすることによって、10年後この農地はもう作り手がなくなるのか、あるいはほかの農家の方が作っていくようになると、どれ位の経営規模になるのかというのも、現実的に図面に落としして説明をしていくという形をとりましたところ、非常に關心を持っていただきました。その中で私どもが進めている、いわゆる面的な土地の利用とかいうものも、今後一緒に考えていただきたいということで、ほかの地区からもそういうものがあるのであれば、是非うちの地区の分も作ってくれという引き合いもあるそうですので、そういうところは地道に重ねております。議員がおっしゃっております、このネットワーク、これにつきましても、その存在それから今おっしゃってるあさぎり町が欲しているような事業、そういうものについて確認をさせていただいて、その加入については検討させていただきたいと思えます。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） この中山間地の取り組みで、いわゆる球磨川から北部地域のこの状況は厳しいと

いうことは、ずっと久保田議員が何度もこの議場で色んな話、提案もしていただいています。私も須恵地区ですから深田・須恵の状況はよくわかります。しかも、耕作放棄地がどうしても、さこ田と言いますかね、山あいの所も結構多いもんですから、目立って増えてますよね。そういったこともあって、久保田議員の何度もこういった話に、何とかしないといけないという話になってきているということはよくわかっています。いずれにしても、私なりに色々と須恵・深田地区の皆さんとは話していきたいと思ひますし、そういうことをしながら自分たちで何をどうするかというところの議論もさせていただきながら、その全体の全国レベルな組織に入ること否定するのじゃないですから、もう少し自分のスタンスをもって入ったらということを行いました。ですからここはまた少し整理をして、いくならいっても構いませんので検討してみたいと思ひます。

◎議長（橋爪 和彦君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般会計全般に対する質疑を再開いたします。質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） まず教育長にお伺いします。まず教育長は、学校経営もなされておりましたので、そのあたりちょっと確認したいんですが、学校経営の中にはPTAは任意団体でございますが、PTA活動がございますですね。学校の先生方も参加して、これは任意団体であるにもかかわらず、日常業務あるいはまた夏休み等色んな行事等に参加されますが、これについては学校の先生方は公務扱いですか。公務外でございますか。それともう1点です。総務課長にお伺いしますが、教育長部局が24と、町長部局に10の任意団体があるということでした。できればその資料を全議員に後ほど構いませんので、資料配布していただければ、今後の参考になるというふうに思ひます。そこで任意団体については公務とはみなさないということでの判断がこの間、示されました。実はそうであるならば、通常業務の8時半から5時15分までの通常業務では、公務外の仕事ができるのかですね。それからその公務外についての災害等が、公務災害が適用されるのかどうか、これについてまず根拠法を持ってお示しいただきたいと。

◎議長（橋爪 和彦君） 教育長。

●教育長（中村 富人君） それでは、学校内におきますPTA活動について答弁いたしたいと思ひます。校内における活動もござひます。会議等ござひますし、あるいは校外に出でする活動もござひます。一般的には慣例としてですが、校内においては公務の一環として活動することが多いように思ひれます。また例えば郊外、PTA主催の行事等があった場合とか、そういう場合には職務専念義務の届けを出して、学校長の方がそれを認めて職専免で参加するっていうことが多いように思ひます。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 先ほどの資料につきましては、後ほどちょっとどういう資料かということ含めまして御確認をさせていただいてから、資料については御提供をさせていただきたいと思ひます。根拠法につきましては、ちょっと今ここに明確な資料を持っておりませんが、この前の御質問の一般質問の中でお答えしましたが、今回の件を含めまして、県の市町村行政課との協議と申しますか、照会をかけたの回答というのをいただいております。その中で基本的な考え方につきましては、任意団体の事務に関しまして、自治体の職員がその事務に従事することは、基本的に避けなければならない。ただし、その任意団体

の事務が地方公共団体の事務と明確な根拠をもって密接に関係があるとみなされるようなケースについては、個別の判断で可能になる。ただ原則論は、職務専念義務の地方公務員法の35条だったと思いますが、それをもとに、そういうことで非常にハードルは高いと。任意団体の事務をどういうふうに、どういふケースの場合に地方公共団体の職員が公務として従事することが可能かという時には、先ほど言いました一例としましては、その任意団体の事務が明確な根拠を持って、地方公共団体の事務と密接な関連があるということが明確にある場合は、トップの判断において公務として業務を職員に命令をすることができる。もう一つは任意団体を、町の一般的に言いますところの審議会等の位置づけを条例化して、それを明確に条例化することによって、それを位置づけることはイコールそれも町の業務になりますので、そういうことは可能でございます。それは通常の色んな委員会等の事務に従事する場合と一緒にございます。ですから、そういった例規整備をすることによって、それは可能なケースは例規整備をすることによって、公務に当然なります。もう一つは、そういうことが不可能な団体につきましては、先ほど教育長の話もありましたが、職務専念義務の免除をすることによって、勤務時間中もその事務に従事することができます。ただしその場合には、その職専免で従事していることについての公務災害は適用はされませんという問題が出てまいります。ということで、その職専免にするかしないかの判断基準もまた色々あるようでございますが、県の例もいただきまして、規定でいただきまして、それも含めまして現在あさぎり町の先ほどございました、教育委員会関係や町部局関係の今のところ把握しているのは30数団体事務になるかと思いますが、その一つ一つの見直しを各担当部局でやっていっている、現在進行形ということでございます。ともう一つは、その職専免もできないケースにつきましては、本来の姿と申しますか、各団体さんで形上は全く職員と切り離してやっていく、そういうことになるかと思えます。ただそれは、この前も申し上げました現実の話としまして、各団体さんの実態含めまして、それがすぐ、そういうことですからもう出来ませんと。明日からできませんということが出来るかという、またそれもなかなか現実問題難しいところがございます。そういうことも含めまして、先ほど言いました各業務ごとの見直しを考えて、そしてその方向性を定めなくてはいけないわけでございますが、非常に色々ハードルは幾つもあるというようなことで、今非常に難しい課題であるという認識の中で、ただ、最低の違法な状態ですね、法的に違法な状態というのは、解消しなくちゃいけないということで、その制度上と現実との間の中で、色々難しい問題が多数あるという中での検討を、今現在進めているという、そういう状況でございます。根拠法云々というお話ございましたが、地公法の35条は覚えておりますが、ほかの部分についてちょっと今、即答できませんので、必要でありましたら後ほどまたお答えをしたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 13番。

○議員（13番 田原 健一君） 質問者に、この予算審議との関連性についてお尋ね下さい。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、今の関連。

○議員（14番 溝口 峰男君） 任意団体の取り扱いの職務についてお伺いしてるんです。任意団体についても補助金が流れてます。教育委員会あたりも体育協会であったり、球磨川マラソンだったり、色んなところに任意団体に対して補助金が流れていますが、それをつかさどるのは、それぞれの課がつかさどっておるわけです。何も予算審議に関係ない話をしてるわけじゃないんです。議運の委員長も、少しは勉強してもらわないかん。そこで、いいですか、継続して。

◎議長（橋爪 和彦君） はい。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今の段階は、これだけの34が任意団体という位置づけをされとるわけですね。もう任意団体は公務でないという位置づけをされました。非常に私は整理がされるまで、もう少し時間がかかるんでしょうが、その間に問題があった場合、公務災害でも適用されない。公務でないという話

ですから。どうやって仕事を職員に、教育長されますか。公務でないんですから。教育長や課長たちが職務の指示もできないですよ。これだけの24の業務を。私非常にこれはもう大変なことじゃないのかなと思いますが。そこで実は再生協議会の問題について、私も県に問い合わせました。回答が来ました、農林部長から。県は公務とみなしますという考え方なんです。任意団体ですね。私は職員も今まで全部任意団体も公務であるというか考え方で、建設経済常任委員会の中でも、そういう認識の中でしてありましたっていう、ですから私はこのとらえ方は、非常に仕事のやりにくい状況に落ちいってると思いますよ。その公務でないという一言で、職員は仕事できないですよ。大変な問題ですよ、これ。その辺は慎重に一般質問の答弁を考えられたんでしょけど、町長は。この問題がいかにか大きな問題かとらえて、それを出されたんですか。新年度も、今日も明日も仕事できないですよ、安心して。町長、回答下さい。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) これは言われるとおりですね。この色んな団体の仕事を町としてどこまでどう関与するかっていうのは、今回の事例で私たちはしっかりと見極めをもっとすることが必要だという認識を持っていますので、先ほど総務課長が言われたとおり、これを機に整備をしていくということで今進めてるということでございます。

●総務課長(小谷 節雄君) 今町長からあったとおりでございますが、先ほど団体事務の見直しの方法の中で、ちょっと申し上げたつもりでございますが、現時点では任意団体事務は、原則公務としてみなすことは原則論でございますが、非常にハードルが高い。その根拠は繰り返しになりますが、地公法の職務専念義務という、この見解は県の方からいただいております。原則論でございます。そしてその中の幾つかの方法の中で、その任意団体の事務が地方公共団体の行政事務として、密接な関連があると明確に法令等を含めて、明確に説明できる状態であれば、それは任意団体の事務であっても、公務としてみなしていいだろうというのが県の見解でございます。ですから、その明確な説明できる状態を示すことができる可能であれば、その団体の事務は公務にしてもいい、それも含めて今各団体の事務をはっきりと区別しようというのが、各団体のそれぞれの事務をそれぞれで見直そうとしている、その一つの方法でございます。先ほど言いましたそれ以外に職専免とか、それ以外の役場職員では対応できないとか、そういう区分をしようとしているのが今現在でございます。ですから、今議員が指摘されております今どうするんだということでもありますので、その付近が先ほど言いました現状と、それからそういった法制度の絡みの中でどうするかと、その付近の判断を、今御指摘のように問題になる可能性があるから、そこ付近を詰めていく。それも早急にとというのは、その分について今議員が御指摘のとおりだというふうに思っております。あわせて申し上げますが、一般質問の中でちょっとお答えしたと思います、東北地方のある自治体の例も申し上げました。その部分もかなり私も確認をしたわけでございますが、その中でも結局これも色んな会議録を見る中では、同じような間の中で、公務とみなさないけど現実的にはそれをやらざるを得ない。だから結果的には、国家賠償法の適用は難しいから民法の適用等も含めて考えた中で、そういうことまで行かずに寄附という形で、その金銭的な処理を行ったというような事例も、現実に他の団体でございますがっております。結局その付近は私の認識の中では、結局制度の中とそういった地公法との絡みの、なかなかきちんと明確な整合性がとりづらいところがあるので、そういうことになったのかなということで、その団体の例も確認しますと、国・県にかなりその付近を折衝したんだけど、国・県はそれに対する対応はしてもらえなかったということで、そういうことになっているようでございます。ですから先ほど議員がおっしゃいました、県の方はそういうことで、そういう明確な根拠があるという位置づけをされておるのだと思います。そういうふうに明確に公務であるというふうにみなされているのであれば、繰り返しになりますが、そのことも含めてあさぎり町のそういった課題のある団体事務の内容を確認して、その区分をして行かなくてはならないという、そういう条件であると

いうふうに思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） 14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 私は職員が仕事のしやすいような整備をせにゃいかんっていうことなんですよ、要は。公務でない、あのことがいかに職員が仕事もやりにくい状況に追い込んでるかっていうこと、まずは受けとめなきゃいかんですね。だからもう明らかに農林振興課の再生協議会は公務でないということですから、農振課長は命令のしようもないですよ。時間外しても、これはボランティアでやらにゃいかんです。非常に農家の人達がこれは大変じゃないのかなと思うですよ。だから県は、これはちゃんと根拠で明確に示されましたが、協議会の業務に要する経費、旅費、事務経費等については直接支払推進事業により、国から県、市町村を経由して協議会へ助成をしています。このように国の交付金等にかかわる業務を担っているという観点からすれば、協議会の構成員としての市町村の業務は、公務的性格を有するものとして考えられる、こういう回答です。ですから私は、一般質問の答弁の公務でないという判断は、私は間違いではないですかといているんです。このことで、ほかの任意団体の預かってる、それぞれの担当の課長さんたちは非常に今苦慮されてるんじゃないのかなと思うんですよ。ですから、もう1回再生協議会も仕事をずっとしてるわけですから、これ早急に見直しをするなり検討をして、1回やり直して、さっき答弁がそうであったから、もうそれを継続せろと私は言いませんから、もう1回やって検討した結果、間違いだったら間違いでしたと町もやっぱり公務として扱いますと、

そういうふうにもって行かれた方が、職員は非常に私は仕事しやすいと思うんですが、最後の締めは町長、この辺は非常に大きな問題ですから、町長どのお考えですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） この指摘は今、担当の方からも説明あったように、非常に難しい問題も抱えていると思います。ですから、いずれにしても仕事を実際やらざるを得ない立場の人が安心してやれる仕組みづくりっていうのは大事だと思いますので、いずれにしても職員があいまいな気持ちで仕事をするということがないように、今進めているこの各団体組織の事務のあり方について、県その他の自治体の事例見ながら、きちっと一つずつ整理をつけて安心して仕事できる環境づくりを作っていきたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 他に質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 8番、山口です。それでは今回の予算の中で、普通旅費についてお尋ねをしてみたいです。どちらかと言いますと、それは研修ということになると思いますので、人事管理については総務課長でしょうから、課長か副町長の方からお答えをいただければ結構です。町づくりを進める、あるいは地域づくりを進める上では、どうしても人づくりが大事だと思います。どれだけの人材を育てきるかということが、その自治体のあるいは地域の町の将来を決めるとしても過言ではないと思うんです。だから是非ともそういうことに取り組んでいただこうというふうに思うんですが、そういうことを含めて、今回も予算を組んであるというふうに見ております。その中で私から今回の予算、実は過去の予算も含めて見て、どうしても行革絡みで研修旅費というのをなかなか見直しがちでしたよね、なかなか組みにくい環境もあるかと思うんですが、実は私たち今議会にお世話になっておりますけれども、去年は北海道の方に行かせていただいて、大変勉強させていただきました。また各常任委員会の中でも、私どもは大分の豊後高田、先だっては天草の方に行っていました。本当に研修の必要性を実感いたしました。こんな先進事例があるのか、あるいは、そこにその仕事に携わっている人たちが、本当に情熱的で、こういう地域づくりをやっている。そういったところは学ぶべきであるというふうに痛感したところであります。そういう中で場面によっては、役場職員が変われば町が変わります。あるいは役所が変わります。そういうふう

な非常に自信をもって、北海道でもそうでありましたが、夕張でしたか、市職員の方の説明が。夕張は私はしょっていきみたいな雰囲気がありました。そういう職員があさぎり町でもたくさん出ると、また、あさぎり町も変わると。しかし、あさぎり町の職員の方達のいわゆる素材と言いますか、これはもう素晴らしいものはあると思いますので、あとはきっかけだと思います。そういう意味で、今回も予算の中を見させていただきましても、一般管理費あたりは220万位組んであります。あるいは担当課の方に予算組んでありますけども、一般管理費の方は、特別職も町長・副町長含めて色んな陳情等の予算が大きいと思いますので、職員の方々の研修旅費が入っているとはなかなか見がたいのでありますが、各課の予算を見ましても、どうしても事務の研修会であったり、あるいはヒアリングであったり、あるいは色んな打ち合わせ事項の経費を組んであるというように見えます。そこで先ほど申し上げましたとおり、何らかの機会を通じて職員の方々が刺激を受ける、今はネット社会でありますので、色んな情報入ってきますけども、それを肌で感じていただく、これは大事だと思います。そういったところを是非とも取り組んでいっていただきたい、しっかりと職員を作ることで、これから少子高齢化、人口減少が進んでいく中で、それぞれの自治体が生き残りをかけてきます。そのためには町長のリーダーシップも必要であります。また議会としてもしっかりと政策提案をしなければなりません。しかし、それを支えるであろう職員の皆さんのスキルを上げるということも大事だと思います。そういうことを考えますので、今町の方でそういうふうに職員の方々のスキルを上げるために、どのようなことを考えていらっしゃるか、今の予算で十分と考えていらっしゃるかお尋ねいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） 非常にありがたい御意見と承りました。私も財政の担当課長をしておりました時に、まさに三位一体で交付税が削られる、町の第1次行革で本当に団体の皆さん、町民の皆さんにも身を削る行革をさせていただいたわけですね。その時に基本的なこととして、職員は県外出張は認めないと、まさに九州内であっても、余程の事でないと言えないという位に絞り込んだ時期がありました。職員にとったら本当に厳しい時代であったと思うんですが、ただその後、国の地方に対する篤い交付税措置あたりもいただくようになってからは、幾らか研修に対する前向きな予算が組めるようになったのも事実です。後ほど総務課長が具体的に予算の内訳は説明すると思いますが、職員からは提案型の研修制度も設けております。これはアカデミーに勉強に行くということも勿論あるんですけど、それ以外で自分で専門的に勉強したいというようなことの提案も受け付けて、よし、じゃこの職員をそういうエキスパートに育てようというふうなことも、ひとつにはやっています。今年度も新年度もこの予算を組んでと思います。ただ、やっぱり今議員がおっしゃったように、これからの地方創生という、いわゆる地方が独自に考えて自立していく、そのための支出を養っていくということは、やはり現場を見ることですよね。何も自分だけの考え方で新しい斬新的な、しかも効率的な考えができるわけでありませんので、成功事例を見て勉強する、大事なことだと思います。私たちが今まではそういう財政事情が許さなかった部分を職員には言いわけしてきたんですが、今後はそういう職員のスキルアップもそうですけど、主体性を持たせるという意味で、成功事例あたりを自分が勉強しに行きたいというものについては、極力尊重して自主性を持たせたいと思います。そのことがやはりひいてはエキスパートとまでいかないにしても、自分ほかの自治体以上に知識と経験を持って、住民の皆さんによりよいサービスを与えることができるという自負につながるんじゃないかなというふうに期待できることは十分想定できますので、前向きに今後の取り組みさせていただきたいと思います。今年度については総務課長から説明させていただきます。

◎議長（橋爪 和彦君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 基本の考え方は今、副町長が申し上げたとおりです。具体的に今年度予算案

の中で示しておりますのは、30ページの先ほどおっしゃいました、一般管理費の普通旅費、30ページの下から3マス目でございますが226万5,000円というのがございますが、その中に職員の研修旅費といたしまして80万円計上いたしております。この80万円につきましては、通常の総務課管轄の部分の研修費も若干ございますが、その大部分は全職員を対象にいたしますところの研修費でございます。具体的には先ほど出ました、アカデミー等も含めましてでございますが、あとは日本経営協会の方で、これは主に福岡が多いんですけども、例えば一例でございますが、滞納処分であったり徴収事務であったり、あるいは空き家対策の特別セミナーとか、あるいは工事の請負契約とか、そういう部分で通常1泊2日とか2泊3日位の研修でございます。そういった部分の中で、各部門の中で必要と思われる研修を各職員が希望し、またそれを各担当課長がそれは必要性があると認めた場合に、総務課に持ってきてもらう。それを年間の計画を極力つくりまして、そしてバランスよくあるいは前年度できなかった分は今年度とか、そういう考え方でやっております。もう一つは、熊本県の市町村でつくっております研修協議会というのがございますので、その中で通常日帰りの熊本で行うような、色んなそれぞれのITであったり税であったり、あるいは契約事務だったりそういったことでございます。あるいは建設技術センターで行いますところの土木建設関係の研修とか、そういうのがそれぞれ行っております。そういうのを基本的に繰り返しますが、トータルで極力バランスをよくということが一つと、もう一つは例えばでございますが、法制執務の問題が最近ちょっとあさぎり町として強化しなくちゃいけないということで、そういった部分はちょっと重点的に今年度やるとか、そういうことで行ってるところが現在の研修の予算の内訳ということで行わせていただいております。あわせて今年につきまして、この前もちょっと申し上げましたが、1年後の町立保育所の民間移管を念頭に、この1年間で町立保育所職員の、次の段階の配置替え等に対応できるようなことで、職員の研修費ということで負担金の中に、30ページの中程に負担金補助及び交付金の中に50万という研修負担金がございますが、その中で30万は例年よりもアップしまして、その分を今年度の特異性ということで、保育士等を初めとする保育所職員のスキルアップのための研修を今年度は予定をいたしております。予算の内容につきましては、以上のようなところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） 今お話があったとおりでというふうに思いますけれども、私はこうイメージしていたのは、そういうふうに通常の事務の研修は従来から組んでいらっしやいますので、それはありがたいことだというふうに思っております。いわゆる先ほど副町長がちょっとおっしゃったように、職員が提案をしていく、これは本当に素晴らしいことだというふうに思いました。だから是非とも職員の方々が、私はこういったことやりたい、色んな先進事例を見てみたいというようなことがあれば、是非とも積極的な研修の支援をしていただければというふうに思います。実は私も皆様と一緒に職員の実験者でありますので、私たちはちょっといい時代におりまして、非常に国県からの補助金がたくさん参っております、事務費も随分ついておりましたので、色んなところに研修に行かせていただきました。しかしそれが、非常に役立っております。当時は、あそこからあそこまで行ってみたいな話で、色んなこと言われましたけれども、それが今の議会活動にも十分役立っておりますし、そういうことでありますので、冒頭申し上げましたとおり、研修が悪いというようなことにはならない。だから議会も、今堂々と仲間でお話するのは、先進事例を見て、自分たちの色んな資質を向上させるということですが、先ほど申し上げましたとおり、豊後高田であそこの教育長が、先だって教育長にも資料をあげてきましたけども、もう教育長がオイでなからんばわからんというような雰囲気です。本当に熱い教育長でいらっしやいました。先だってまた天草に行きました時には31歳でしたか、女性の起業家がやはりブリの養殖をしながら、エビの養殖をしながら、ネットを駆使して3,000万位売り上げている、また若い方なんです。そういう方たちとお話ししますと、あ

さざり町も職員の方の資質は相当なものですよ。これに少し背中を押してあげると、ぐっと変わると思います。そうすると町も変わると私は信じておりますので、先ほど副町長がおっしゃったように、是非職員の方が積極的な提案をされたら、是非とも支援をしていただく。また一つの方法論として考えましたのは、議会が議会活動するための研修は、ちょっと別だと思っんですけども、結構先進事例を見に行くことがありますので、その折には大体担当課長さんに行ってください。その時にもう1人、若いと申し上げていいかどうか分かりませんが、職員の方をつけていただいて、一緒に出かけていくということもいいことだと思うんです。また議会の活動も破綻で一斉に感じていただきますので、そういうこともこれからは考えていただいて、是非とも職員の資質が上がるようにして、あさざり町が元気な町になって、全国の自治体と競争した時に、ここにあさざり町ありと言われるような町をつくるためには、職員の方々の力が必要でありますので、是非とも町の一生懸命な職員に対するバックアップをお願いしておきたいと思っております。返答は、副町長お願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 副町長。

●副町長（小松 英一君） 最後は町長かなと思いましたが、私の方でございまして、私も余り大風呂敷広げますと、後で企画財政課長からそういう予算はつけんとも言われんとも限りませんので、財政ともならみながらということが前提で申し上げたいと思います。実は本当はそういう職員が事務的能力ではなくて先進事例を見て何を感じるのか、そして何をあさざり町に生かすのか、そこが大事な過程だと思います。ですから今、議会の方でも常任委員会での先進事例の研修の時に、職員を同行させていただいているということでございまして、そういった随行、それから一例を申し上げますと、提案型で職員が個人で具体的な事例を勉強するのもありますし、例えばですが町が加入しております全国過疎地域自立活性化連盟、これらの全国研修あたり非常に先進的な事例を紹介してくれます。そういうものに参加するとか、色んな全国協議会あたりの先進事例も勉強になるケースがありますので、今後そういった事案があります時に、職員の積極的な参加と、それから勿論何回も言いますように、財政との調和ということで取り組みをさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 6番、徳永議員。

○議員（6番 徳永 正道君） 山口議員の今の提案、すばらしいものがあると思いますけれども、予算が伴うことではございますので、今回は町長あの骨格予算ということでございまして、是非今は職員さんの方に対しての色んな予算、質問でございましたけれども、今国が進めてる地方創生、これについては、やはりその町のアイデア等を取り入れながら、それにつけての予算措置と予算を配分するというようなものもろみがあると思います。ですから私は逆に、住民参加型のわが町創生アイデア委員会なる、そういったものをつくり上げて、そして町と住民とのアイデアでもって、町づくりを進めるというような方法も一つ考えられるのではなかろうかと思うんですけども、町長どうでしょうかね。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 先に山口議員の研修予算、私は賛成ですね。今徳永議員が言われたのと一緒なんですけど、今回のふるさと創生ということで今、再度ですね、地方で色々やってみなさいということで、この地方創生のキーワードは人だと思います。全くおっしゃるとおり、人ですよ。その地でどれだけリーダーとして走っていける人が何人おるか多分決まるだろうと思います。そういうことで、これは大きなキーワードでのことを言っていたと私思ってますし、職員もそうすべき。それから徳永議員が言われたのはプラスして町民の皆さんの部門もということですよ、言われたのは、これは実は地方創生で、そういった枠組つくっているもう町村もあります。やっぱ今私たちはこれを町の今後を考える審議会中で、そうい

った役割を担っていただけてますけど、これ見直しもして見て、今言われて、もう少しもっと色々な意見を聞かれる場等も含めて、どちらにしても今度、体制の一部見直しがありますので、その時に今言われた、もっと広く町民の皆さんの意見を地方創生に生かせる仕組みを考えてみたいと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかにありませんか。一般会計全般に対して質疑ないですね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。討論を終わります。これから議案第83号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第83号は原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。午後は1時30分より再開します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時30分

◎議長（橋爪 和彦君） 午前中に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第84号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第2、議案第84号、平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第84号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第85号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第3、議案第85号、平成27年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ないですね。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第85号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第86号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第4、議案第86号、平成27年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行いま

す。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第86号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(橋爪 和彦君) 起立多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第87号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第5、議案第87号、平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第87号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(橋爪 和彦君) 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第88号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第6、議案第88号、平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第88号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(橋爪 和彦君) 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第89号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第7、議案第89号、平成27年度あさぎり町水道事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第89号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方願います。

(賛成者起立)

◎議長(橋爪 和彦君) 起立多数です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第90号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第8、議案第90号、平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長(橋爪 和彦君) 1番、加賀山議員。

○議員(1番 加賀山 瑞津子さん) 1番です。前回御説明をいただきました時に、この下水道事業については、一般財源からの繰り入れがありまして、その分を今までつくった分の借りたお金の分に充てているということで、説明のほういただきましたが、結局一般財源で繰り入れたお金で新しい事業をしていくのではなく、今までにつくったものに返していくっていう形が、ずっと今後もしばらく続くと思うんですが、5年後10年後の若い人達には、ただその負担だけが残ってしまうのではないかっていうのを心配しています。またちょうどその時に、また水道管の工事とかっていう時には、補助金とかもないと思うんですが、そのあたりを町としても新しく下水道を広げていくっていうのは、されないとと思うんですが、どういう方向で考えていらっしゃるのでしょうか。

◎議長(橋爪 和彦君) 副町長。

●副町長(小松 英一君) 委員会質疑の中で、皆越議員からもご質問いただきました。下水道の特別会計に、一般会計から繰り出している中の一部には、これまでの建設事業に充てた地方債の国の交付税措置分も含まれております。ですから、それは基準内と言いますか、一般会計が受け入れた国からの交付税措置分を当然下水道特別会計に繰り出さないといけない、そういう基準があります。まずそこは押さえて、交付税算入された分は特別会計の方に繰り出します。あとは本来でしたら、その残りは使用料、それから分担金等で維持費を賄っていくべきところですが、加入率が100%に満たない、あるいは100%に満たなかったとしても、維持費の全額を賄えない場合には、税金でそれを賄っていくというのが、この下水道の場合は現実的な手法になっております。議員がおっしゃったように、5年10年先施設建設は20年前にしたんだけど、その後はその償還だけをしていく、その重みに耐えていくのかというお話ですけど、地方債の原則はそういう建設地方債というものは、今の私たちだけで負担するのではなくて、将来にわたって利用するであろう世代まで、負担をしていただくという原則に基づいていると思うんですよ。だから20年とかの償還年数を区切って、そしてその間みんな下水道の管の敷設をした事業を担っていきましょうという後年度負担も当然利用してもらったから、その負担には参加していただきましょうというのが、建設地方債の考え方だと思います。ですので何もその私達の時に施設整備をして、そのツケがずっと後年度だけに行くということではなくて、将来に渡った人たちと一緒に、その建設の財源を負担していただくという考え方で、地方債を借りてそして償還をしているというのが、建設地方債の基本的な考え方だと思っております。勿論無駄な地方債の借入れは慎むべきでありますけれども、先にお話ししました平準化債、このような償還財源を持たない場合には、借金の償還にさらにまた借金をするというふうな、特例措置を国が設けていただいているのも、そのような長期的なこの下水道という施設を、長期的に利用していくという観点からの考え方でありますので、私もそのようにして、将来にわたって町債の償還負担をしていただきたいというふう考えているところでございます。ただ維持費につきまして、非常にかさんでくることは将来的に考えられ

ます。このことについては、きちんと私たちも把握しておきまして、先般も御説明、御答弁させていただきましたように、そのための減債基金あたりを積み立ててできるだけ将来負担に耐えられるような、その財政仕組みをつくっておきたいというふうに考えております。

◎議長（橋爪 和彦君） 1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 今の説明を聞けば将来も使えるものだからっていうところは分かりました。後、先日空き家のマップも作るとかっていう、案も出ておりましたが、例えばせっかくデジタル化になるわけですから、ではここからここまではちゃんと下水道設備ができていよとっていう部分と、あとじゃあ10年後にここがまた工事になりますよっていう、それぞれの表じゃなくて、一つの表にマップ化していくっていう考えは、どうなんでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） マップ化ということですけど、今下水道台帳自体は管路網としては作成しております。今のシステムでは個人の接続状況とかがまだデータ上でのせることができませんので、また今後GIS等を町で全体的なものとして、考えていく必要があるのかなと思いますけど、その中で、それにも合わせたところで、システムの変更なりを今後検討していきたいと思っております。今のところでマスの位置と、管路網については作成しているところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 先ほどの一般質問の方にも出ておりますけれど、執行部、議会が一体となって進めていく上で、専門過ぎてそこしか見えてない部分っていうのに色んな情報を落とし込んで、一緒に共有していくっていうのも、非常にこれから大事なものだと思います。それが予算を伴うものが、たくさん出てきておりますので、是非早く使いやすい情報に検討していただきたいと思っております。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） 答えいいですね。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 基本的に今言われた、データ化ですね、これは大事な取り組みだと思います。ただ例えばこれをデジタル化する、それはいいんですけど、他町村がやった後でもいいと思います。ソフトができて、出来上がってそれを使うのが安く上がりますので。大体そういうところを狙っていくんですよ。ちょっと1番先にいくとお金かかりますから。ちょっと待って引っ張ってきて、2番手位でいけば、1番コストも安くあがりますから。そういったところも考えながら、やっていきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第90号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第91号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第9、議案第91号、平成27年度あさぎり町上財産区特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第91号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(橋爪 和彦君) 起立多数です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第92号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第10、議案第92号、平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第92号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(橋爪 和彦君) 起立多数です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第93号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第11、議案第93号、平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。補足説明がありませんので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(橋爪 和彦君) 起立多数です。したがって、第議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第12 報告第14号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第12、報告第14号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 報告、第14号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。これが報告の内容でございます。平成27年3月10日提出、あさぎり町長愛甲一典。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 建設課長。

●建設課長（石塚 保典君） 開けていただきまして、1ページをお願いいたします。専決第1号、専決処分書。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成27年2月17日、あさぎり町長愛甲一典。和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることとする。詳細につきましては、次の2ページの資料により説明いたします。1の当事者につきましては、ここに記載しているとおりでございます。2の事故の発生状況。平成26年8月28日午後1時30分頃、あさぎり町岡原南地内町道で除草作業中に飛び石が発生し、走行していた相手方軽貨物自動車のフロントガラスを破損させたものでございます。3の事故の損害額、相手方車両修理額として8万7,270円。事故の責任割合、町100%。損害賠償額8万7,270円。6の損害賠償金の補填といたしまして、損害賠償金は、町が加入する全国町村会総合賠償保険により全額補填されます。和解事項といたしまして、町は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求しないことを誓約し示談を成立させることとします。以上報告を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

日程第14 発議第7号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第14、発議第7号、「手話言語法」制定を求める意見書についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。厚生常任委員会委員長、永井英治委員長。

◎厚生常任委員長（永井 英治君） 発議第7号、平成27年3月20日、あさぎり町議会議長橋爪和彦様。提出者、あさぎり町議会厚生常任委員会委員長永井英治。「手話言語法」制定を求める意見書について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出します。提出理由。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に芝が使える、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を目指すためであります。以上、説明終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第14、次の会期への継続調査の申し出

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第14、委員会の次の会期への継続調査の申し出についてを議題とします。お手元に配付してあるとおり、各委員会委員長から会議規則第71条の規定によって、次の会期への継続審査の申し出があります。お諮りします。各委員会委員長からの申し出のとおり、次の会期への継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、各委員会委員長の申し出のとおり、次の会計の継続調査とすることに決定しました。本定例日で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(橋爪 和彦君) 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成26年度あさぎり町議会第8回会議を閉会します。

●議会事務局長(坂本 健一郎君) 起立願います。お疲れ様でした。

午後1時51分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員